

「第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）第3期（案）」に対するご意見とご意見に対する県の考え方

- ◆意見募集期間：令和6年2月1日（木）～令和6年3月1日（金）
- ◆意見募集結果：2件（1名）

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<p>ゾーニングについて クマの管理に必要な考え方だと思う。ただし、現状の緩衝地帯が広すぎてゾーンになっているのか不透明。排除地域>緩衝地帯>>コア生息地、の順にクマに対してプレッシャーをかけなければ、ゾーニングとして機能しない。緩衝地帯がコア生息地及び排除地域を除いたツキノワグマが生息するエリアというのは広すぎて（どちらかというともコア生息地が狭すぎて）、マンパワーも不足している状況下では、境がクマにも人間にもよくわからないのではないかと。ゾーン別の生息状況や出没件数、被害件数等の評価を定期的にする必要があると思う。</p>	<p>ゾーニングについては、地形や土地利用、社会状況等の地域の事情を鑑み、市町村又は集落単位でのきめ細かい設定を実施していきます。また、ゾーニング後についても、ゾーン別に継続して地域の生息状況や出没件数等をモニタリングすることで、ゾーニング（ゾーン別）の評価についても定期的の実施してまいります。</p>
2	<p>生息環境調査について 堅果類の豊凶は種によって同調性や同調する面積が異なるので、地理的に評価する必要があります。今後とも地域ごとの調査を継続して実施いただきたい。</p>	<p>堅果類の豊凶は、ツキノワグマの行動に大きな影響を与えていると言われているため、県内26地点で地理的に適切な指標木を定めて着果状況を判定しております。今後も継続して調査を実施することで、情報の収集を進めてまいります。 なお、調査結果や方法の詳細については、毎年、県ホームページに掲載しております。</p> <p>令和5年度 堅果類の豊凶予測調査結果及びクマ出没への影響について https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/250742.html</p>